

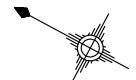
(参考資料)

• 施設の配置図	1～4頁
• 排水（汚水、雨水）の経路図	5頁
• 周辺区域の生活環境の保全のための措置	6～8頁
• 維持管理計画書	9～19頁

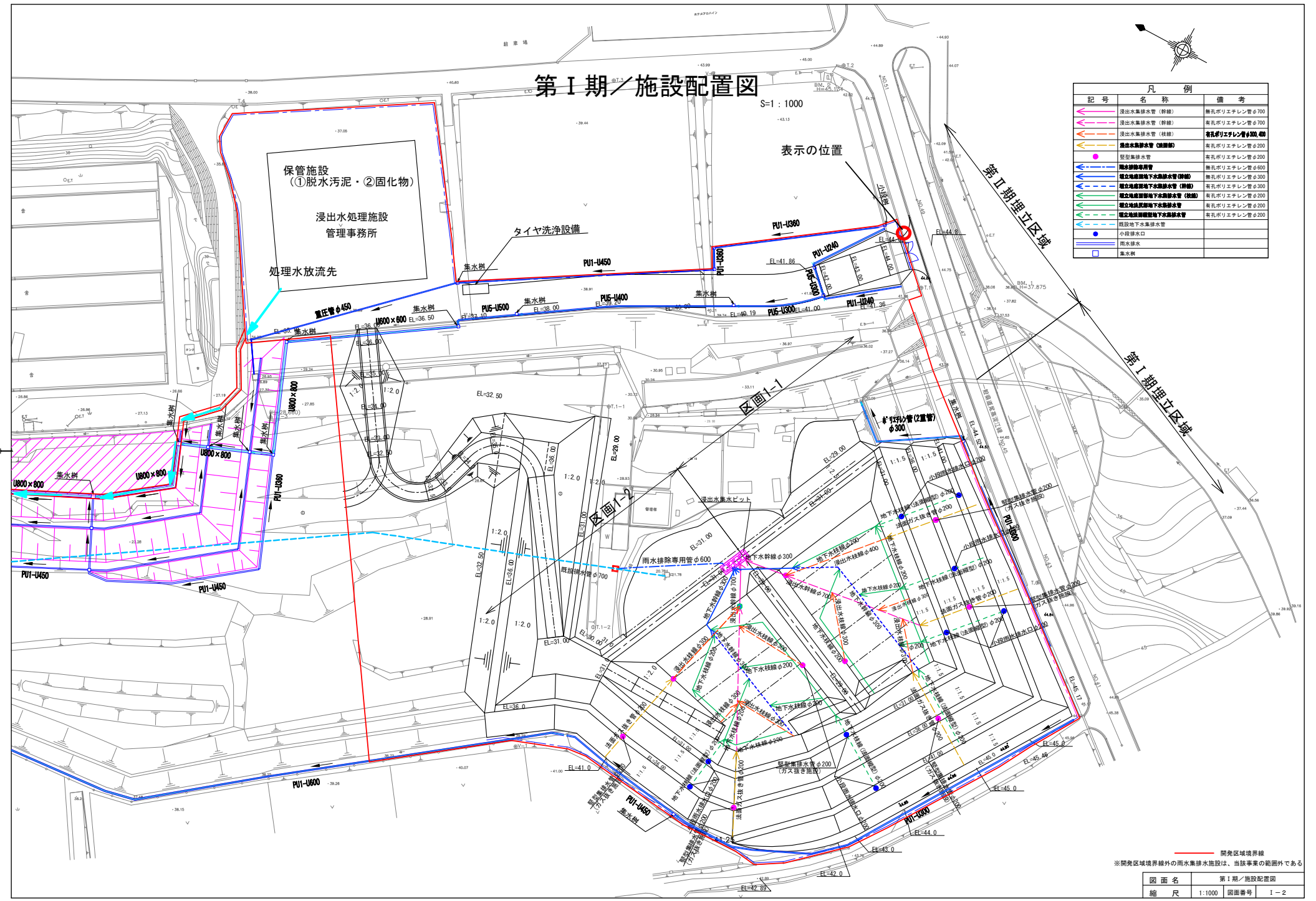
施設 の 配置 図
(表示設置位置を含む)

第Ⅰ期／施設配置図

S=1:1000



記号	名称	備考
	浸出水集排水管 (幹線)	無孔ポリエチレン管φ700
	浸出水集排水管 (幹線)	有孔ポリエチレン管φ700
	浸出水集排水管 (幹線)	有孔ポリエチレン管φ300
	浸出水集排水管 (補助線)	有孔ポリエチレン管φ200
	雨水排除専用管	無孔ポリエチレン管φ600
	埋立地盤層地下水集排水管 (幹線)	無孔ポリエチレン管φ300
	埋立地盤層地下水集排水管 (幹線)	有孔ポリエチレン管φ200
	埋立地盤層地下水集排水管 (補助線)	有孔ポリエチレン管φ200
	埋立地盤層地下水集排水管	有孔ポリエチレン管φ200
	既設地下水集排水管	
	雨水排水口	
	雨水排水	
	集水樹	

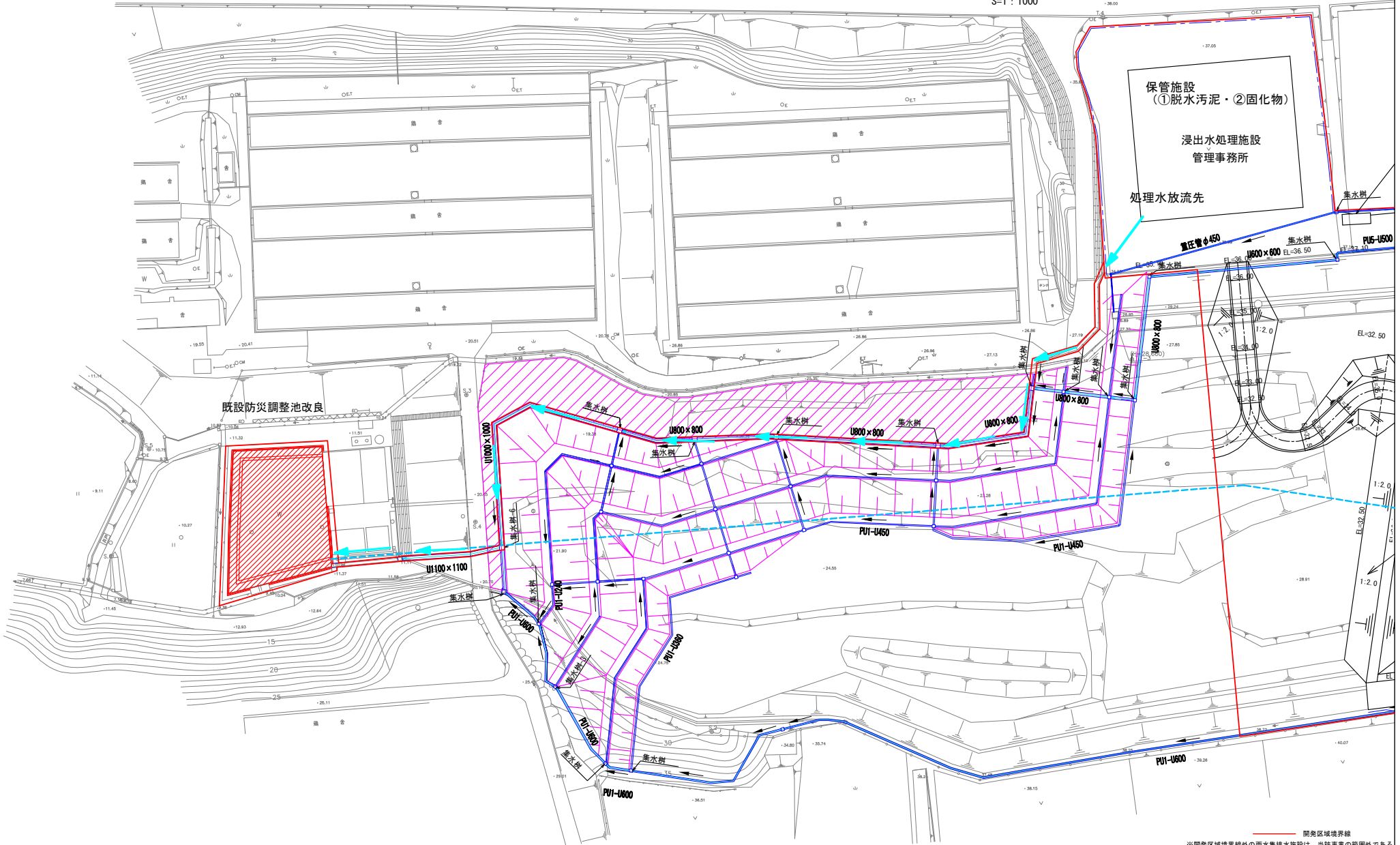


— 開発区域境界線
 ※開発区域境界線外の雨水集排水施設は、当該事業の範囲外である

図面名	第Ⅰ期／施設配置図
縮尺	1:1000 図面番号 1-2

第 I 期 / 施設配置図 (下流部)

S=1 : 1000



※開発区域境界線外の雨水集排水施設は、当該事業の範囲外である

図面名	第 I 期 / 施設配置図 (下流部)
縮尺	1:1000 図面番号 I-3

第Ⅱ期／施設配置図

S:1:1000



記号	凡例	備考
	浸出水集排水管 (幹線)	無孔ポリエチレン管φ700,000
	浸出水集排水管 (幹線)	有孔ポリエチレン管φ700,000
	浸出水集排水管 (幹線)	有孔ポリエチレン管φ300
	浸出水集排水管 (支線)	有孔ポリエチレン管φ200
	雨水幹線管	有孔ポリエチレン管φ600
	雨水幹線管	無孔ポリエチレン管φ600
	埋立地盤面地下水集排水管 (幹線)	有孔ポリエチレン管φ300
	埋立地盤面地下水集排水管 (幹線)	有孔ポリエチレン管φ300
	埋立地盤面地下水集排水管 (支線)	有孔ポリエチレン管φ200
	埋立地盤面地下水集排水管 (支線)	有孔ポリエチレン管φ200
	埋立地盤面地下水集排水管	有孔ポリエチレン管φ200
	既設地下水集排水管	
	小泉排水口	
	集水機	

保管施設
(①脱水汚泥・②固化物)
浸出水処理施設
管理事務所

2期区画取水ビット(1期兼用)

浸出水圧送管

区画2-2

区画2-1

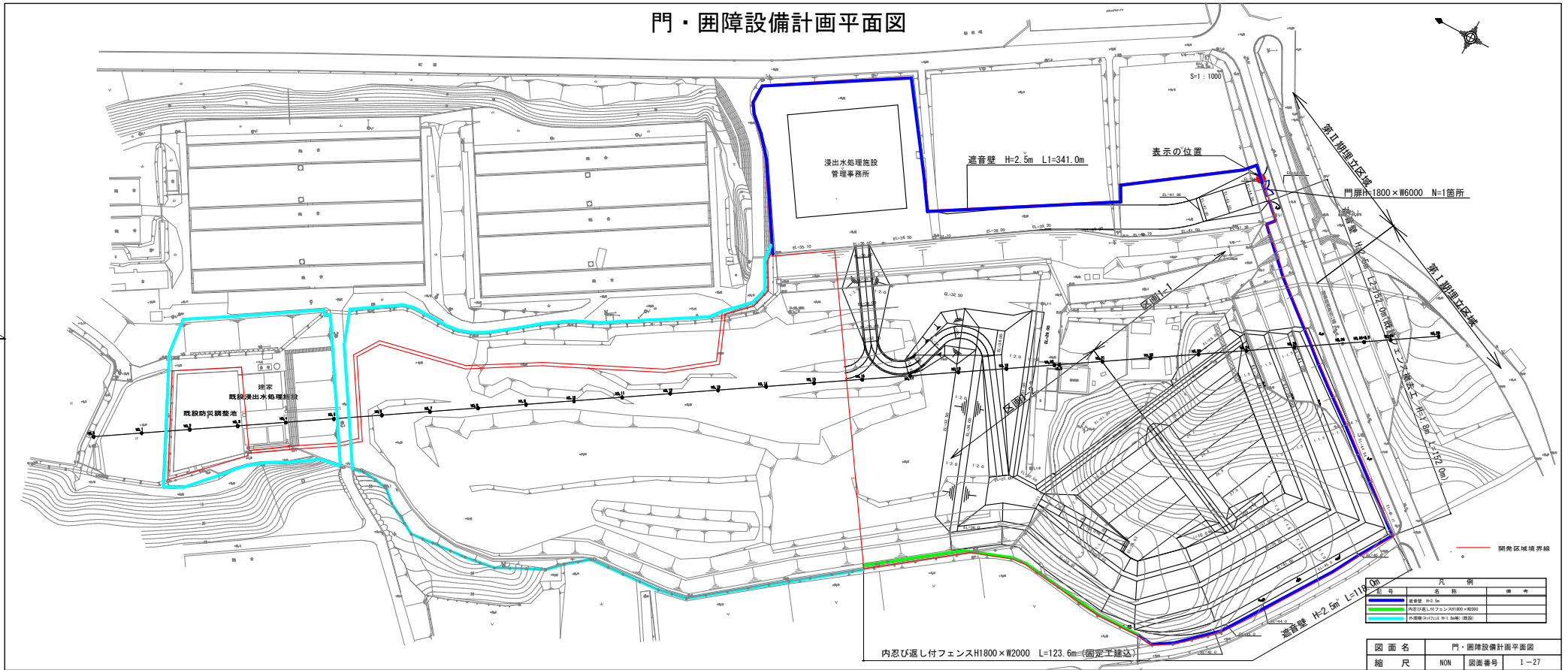
第Ⅱ期埋立区域

第Ⅰ期埋立区域

開発区域境界線

図面名	第Ⅱ期／施設配置図
縮尺	1:1000 図面番号 Ⅱ-1

門・圍障設備計画平面図



内忍び返し付フェンスH1800×W2000 L=123.6m(固定工建設)

凡例	
色号	名称
赤	開発区域境界線
青	第一期埋立区域
緑	第二期埋立区域
黄	内忍び返し付フェンスH1800×W2000
紫	遮音壁H=2.5m L=341.0m

図面名	門・圍障設備計画平面図		
縮尺	NON	図面番号	1-27

排水（汚水・雨水）の経路図



<p>0 1,000m</p>	<p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物最終処分場(事業計画地) 一般廃棄物最終処分場(既存処分場) 防災調整池(既設:改善) 塩川 農業用水排水路
<p>排水(汚水・雨水)の経路図</p>	<p><排水の経路> 事業計画地(浸出水処理設備/雨水・地下水集排水施設) → 防災調整池 → 農業用水排水路 → 塩川合流 → 美保湾</p>

周辺区域の生活環境の保全のための措置

周辺区域の生活環境の保全のための措置

(1) 大気汚染防止対策

- ・ 廃棄物処分の申し込み段階で飛散性の石綿（廃石綿等）は受入れないことを示し、受け入れ審査の時点でも確認する。
- ・ 上記以外の石綿含有産業廃棄物の埋立は、分散しないように一定の場所に行うとともに、覆土等により埋立地外に飛散・流出しないようにする。また、鳥取県石綿健康被害防止条例（平成17年鳥取県条例第67号）の規定に基づき、事業計画地敷地境界において大気中の石綿粉じんの飛散状況を定期的に調査し、情報を公開する。
- ・ 埋立に際しては、覆土等の対応を適宜実施し、粉じんの発生を抑制する。
- ・ 施工区域には適宜散水し、粉じんの発生を抑制する。
- ・ 搬入出口にタイヤ洗い場を設置するとともに、定期的に点検し、土砂等が堆積した場合は速やかに除去し、粉じんの発生を抑制する。
- ・ 廃棄物には必要に応じて散水を行い、粉じんの発生を抑制する。また、荷降ろし場付近に風力階級がわかる簡易な測定装置を設置して風力を確認し、散水量を適切に管理して粉じん発生を抑制する。なお、荷降ろしについては、搬入される廃棄物の状態等により、必要に応じて手降ろしで行い、粉じんの発生を抑制する。
- ・ 暴風警報、竜巻注意情報発令時は、周辺地域への影響防止のため、廃棄物の受け入れを中止する。
- ・ 廃棄物運搬車両は、場内での走行は徐行を行うよう指導する。
- ・ 廃棄物運搬車両は、定期的な整備・点検を行うことにより、常に良好な状態で使用し、環境への負荷を低減させるよう要請する。
- ・ 廃棄物運搬車両の走行に際しては、制限速度の遵守等、運転者に適正走行の周知徹底を図るよう要請し、環境に及ぼす影響を最小限にとどめる。

(2) 騒音・振動防止対策

- ・ 埋立作業に係る重機、浸出水処理施設は定期的な点検を実施し、異常騒音・振動の発見に努めるとともに騒音・振動の発生を抑制する。
- ・ 浸出水処理施設の建屋内部の壁に吸音材を装着する。
- ・ 浸出水処理施設の設備機器については、必要に応じて防振装置を装着する。
- ・ 埋立作業の重機は、低騒音型を用いる。
- ・ 荷降ろしについては、搬入される廃棄物の状態等により、必要に応じて手降ろしで行い、騒音の発生を抑制する。
- ・ 事業計画地周辺の民家及び事業所に配慮するため、敷地境界の一部に防音壁を設置する。
- ・ 供用開始後及び影響が最大となると想定される時期に、事業計画地敷地境界及び周辺地域で騒音・振動測定を実施し、情報を公開する。
- ・ 廃棄物運搬車両は、場内での走行は徐行を行うよう指導する。

- ・ 廃棄物運搬車両は、定期的な整備・点検を行うことにより、常に良好な状態で使用し、環境への負荷を低減させるよう要請する。
- ・ 廃棄物運搬車両の走行に際しては、制限速度の遵守等、運転者に適正走行の周知徹底を図るよう要請し、環境に及ぼす影響を最小限にとどめる。

(3) 悪臭防止対策

- ・ 廃棄物の搬入については、新規申し込みがあった場合、職員が申込んだ事業場に赴き、廃棄物の種類や臭いの状況を確認したうえで申し込みを受理する。実際の搬入に際しては悪臭が発生しているものは、排出事業者に返却するなどの適切な措置を講ずる。
- ・ 埋立に際しては、覆土等の対応を適宜実施し、悪臭の発生を抑制する。
- ・ 浸出水処理施設の維持管理を適正に行う。
- ・ 供用開始し、影響が大きくなると想定される時期に事業計画地敷地境界及び放流水路で悪臭物質を測定し、情報を公開する。

(4) 水質汚濁防止対策

- ・ 濁水の流出防止のため、防災調整池及び沈砂池の維持管理を適正に行う。
- ・ 期別埋立計画とすることで埋立作業区域外の雨水の浸出水化を防止するとともに、外周側溝等を整備して埋立地外から埋立地内への雨水流入を防止することで、浸出水の発生を抑制する。
- ・ 浸出水処理水の水質目標を達成するよう、浸出水処理施設の維持管理を適正に行う。
- ・ 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和 52 年総理府・厚生省令第 1 号）、「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」（平成 12 年総理府・厚生省令第 2 号）に示される放流水の水質検査を実施し、情報を公開する。
- ・ 災害などの異常事態に対応する体制を整備し、被害の防止に努める。

(5) 地下水汚染防止対策

- ・ 事業計画の実施に際しては、現況地形を有効利用した計画とし、掘削区域を最小限とすることで、周辺地域の地下水の流れへの影響を抑制する。
- ・ 二重の遮水シートとベントナイト混合土を用い、浸出水の漏水を防止する。
- ・ 漏水を検知する電氣的漏えい検知システムを遮水工敷設箇所（底部等）に設置し、万一、遮水工が何らかの原因で破損して浸出水が地下に漏出する事象に対し、対策を速やかに行えるよう計画する。
- ・ 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和 52 年総理府・厚生省令第 1 号）、「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」（平成 12 年総理府・厚生省令第 2 号）に示される地下水の水質検査を実施し、情報を公開する。

(6) 環境保全目標

項目		環境保全目標
大気質	埋立作業	周辺地域の生活環境に与える影響が軽微であること。
	廃棄物運搬車両の走行	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準を満足すること。
騒音	埋立作業及び浸出水処理施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画地周辺の民家について、騒音に係る環境基準の「道路に面しない地域」のB地域の基準を満足すること。 ・事業計画地敷地境界について、鳥取県公害防止条例（昭和46年、条例第35条）の深夜騒音の規制基準値並びに騒音規制法の第3種区域の規制基準を満足すること。 ・また、大部分の地域住民の日常生活において支障がないこと。
	廃棄物運搬車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音に係る環境基準の「道路に面する地域」のB地域の基準値を満足すること。 ・また、大部分の地域住民の日常生活において支障がないこと。
振動	埋立作業及び浸出水処理施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画地周辺の民家について、人の振動感覚閾値を勘案して、大部分の地域住民の日常生活において支障がないこと。 ・事業計画地の敷地境界について、振動規制法の第2種区域の規制基準を満足すること。
	廃棄物運搬車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・走路沿道について、道路交通振動の第2種区域の要請限度を満足すること。 ・また、大部分の地域住民の日常生活において支障がないこと。
悪臭	産業廃棄物搬入、浸出水処理水の放流による悪臭への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・悪臭防止法に基づくC区域の規制基準を満足すること。 ・また、大部分の地域住民の日常生活において支障がないこと。
水質	降雨による埋立地からの濁水の流出、埋立地浸出水処理水の放流による影響	<ul style="list-style-type: none"> ・塩川は、現状の水質、利水状況を勘案してあてはめたC類型の環境基準を満足すること。 ・健康項目、ダイオキシン類については、環境基準を満足すること。 ・また、周辺地域の生活環境に与える影響が軽微であること。
地下水	最終処分場の存在に伴う地下水の流れへの影響	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域の地下水状況とそれに伴う地下水利水に影響を与えないこと。

維持管理計画書

維持管理計画書（指針への適合状況）

5-1 共通基準

区 分	指針記載事項	適合状況	
		対応内容	資料番号
5-1-1 清潔の保持	① 生活環境保全上の観点から、最終処分場内及びその周辺部は常に清潔を保持すること。	最終処分場内及びその周辺部を定期的に巡回し、必要に応じて清掃を行い清潔な状態を保持する。	
5-1-2 飛散、流出防止	埋立地の外に廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。	廃棄物埋立地内においては、廃棄物の流出がなく、飛散の抑制を図るため、押え盛土を先行して築堤し、盛土内側での埋立作業を励行し、即日覆土を施す。	
	① 風雨等による廃棄物の飛散及び流出を防止するため、即時覆土用の土砂の確保及び土木資材等の準備をしておくこと。	風雨等対策のため、即時覆土材料（基本的に土砂）の確保及び必要な資材を準備しておく。	
5-1-3 悪臭の防止	最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。	計画埋立対象廃棄物には有機性廃棄物が殆どないため、悪臭発生は軽微と考えられるが、即日覆土を励行して、悪臭防止を図る。	
	① 悪臭の発散するおそれがある場合には、即時覆土用の土砂の確保及び防臭剤散布等の準備をしておくこと。	上記のとおり、悪臭発生は軽微と考えられるが、悪臭の発散が懸念される場合を想定して、即時覆土材料（基本的に土砂）の確保及び防臭剤散布等の準備をしておく。	
5-1-4 火災の防止	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。	火災発生を防止するため、即日覆土を励行するとともに消火器その他の消火設備を備えておく。	
	① 消火器その他の消火設備は、適切な箇所に配備するとともに、常に整備点検し、定期的に操作方法等の訓練を行うこと。	消火器その他の消火設備は適切な箇所に配備するとともに、常に整備点検し、定期的に操作方法等の訓練を行う。	
	② 可燃性廃棄物を埋め立てる場合には、堆積による自然発火の防止に努めるとともに、終業後の火気の点検等を行うこと。	可燃性廃棄物を埋め立てる場合には、堆積による自然発火の防止に努めるとともに、終業後の火気の点検等を行う。	
5-1-5 害虫等の発生防止	ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。	衛生害虫の発生を防止するため、即日覆土を励行するとともに、必要に応じて薬剤の散布を行う。	
	① 害虫等の発生するおそれがある場合には、即時覆土用の土砂の確保及び薬剤散布等の準備をしておくこと。	害虫等の発生に備え、即時覆土用の土砂の確保及び薬剤散布等の準備をしておく。	
5-1-6 囲い等の管理	埋立地の周囲の囲いは、みだりに人が埋立地に立入るのを防止することができるようにしておくこと。	みだりに人が埋立地に立入るのを防止するため、埋立地の周囲に囲障設備を施す。	図番 I-27.28
	① 囲い及び門扉は、月1回程度の点検を実施し、破損した場合は速やかに補修すること。	囲障設備は、月1回程度の点検を実施し、破損した場合は速やかに補修する。	
	② 門扉は、1日の作業終了後は、閉鎖し施錠すること。	門扉は、1日の作業終了後は、閉鎖し施錠する。	
5-1-7 表示等の管理	立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。	門扉付近に、所定の立札等表示を設置する。表示すべき事項に変更が生じた場合には速やかに書換え、届出等必要な措置を行う。	図番 I-27.28
	① 立札等が破損した場合は、速やかに補修すること。	立札等が破損した場合は、速やかに補修する。	
5-1-8 基準高及び区域杭	① 開発区域及び埋立区域を表示する区域杭、及び基準高（仮BM）は、常に明確にしておくこと。	開発区域及び埋立区域を表示する区域杭、及び基準高（仮BM）は、常に明確にしておく。	
	② 埋立処分中は、区域杭及び基準高を破壊せぬよう十分に注意すること。	埋立供用中は、区域杭及び基準高を破壊しないよう十分に注意する。	
5-1-9 保安距離	① 保安距離内は、修景、除草等環境の保全に努めること。	保安距離内は、修景、除草等環境の保全に努める。	
5-1-10 排水路等	開渠その他の設備の機能を維持するとともに、当該設備により埋立地の外に廃棄物が流出することを防止するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。	機能維持及び埋立地の外に廃棄物が流出することがないよう、排水路・防災調整池及び隣接地の排水施設等は、定期的かつ必要に応じた点検・清掃を行うなど状況に応じた適切な措置による維持管理を行う。	
	① 雨水が埋立地へ流入することを防止する排水路、沈砂池、調整池及び隣接地の雨水の排水施設等の機能を維持するため、週1回程度の点検を行い、排水路等に堆積した土砂等の除去、施設の補修等を行うこと。	上記に示す定期点検の頻度は週1回程度とし、必要に応じて清掃・施設補修等を行う。	
5-1-11 のり面保護	① のり面の植生保護のため、施肥等を行うことが望ましい。	埋立地外で植生を施したのり面は、保護のため、施肥等を行う。	
	② のり面に小段排水路、縦排水路が設置されている場合は、適切に排水されることを目的に、週1回程度の点検を行うこと。	のり面の小段排水路、縦排水路は、適切に排水されることを目的に、週1回程度の点検を行い、破損した場合は速やかに補修する。	
5-1-12 搬入道路等	① 運搬車両による粉じんの発生等を防止するため、搬入道路は定期的に清掃し清潔の保持に努めるとともに、必要に応じて補修等を行うこと。	運搬車両による粉じんの発生等を防止するため、搬入道路は定期的に清掃し清潔の保持に努めるとともに、必要に応じて補修等を行う。	
5-1-13 覆土保管設備	① 覆土保管設備から土砂等の流出を防止するため、適切な管理を行うこと。	覆土保管場外周に仮設水路等を設けて、土砂等の流出を防止する。	
5-1-14 タイヤ洗浄設備	① 洗車設備は定期的に点検し、土砂等が堆積した場合は速やかに除去し、常に良好な状態にしておくこと。	洗車設備は定期的に点検し、土砂等が堆積した場合は速やかに除去し、常に良好な状態にしておく。	
	② 洗車排水は、原則として直接処分場外に排出しないこと。	湿式洗車設備による排水は、オイルトラップを施したうえで、浸出水調整設備又は埋立地内に排水する。	

維持管理計画書（指針への適合状況）

5-1 共通基準

区分	指針記載事項	適合状況	
		対応内容	資料番号
5-1-15 駐車設備	① 駐車設備は適切に管理し、常に清潔を保持すること。	駐車設備は適切に管理し、常に清潔を保持する。	
5-1-16 管理事務所	① 原則として、管理事務所内の見やすいところに許可証(写し可)、埋立計画図等を掲示しておくこと。	原則として、管理事務所内の見やすいところに許可証の写し、埋立計画図等を掲示する。	
	② 管理事務所(或いは本社事務所)には、埋立処分場に係る許可申請書の写し、処理の帳簿又はマニフェスト及び維持管理の記録簿等を常に備えておくこと。	管理事務所に埋立処分場に係る許可申請書の写し、処理帳簿・マニフェスト及び維持管理記録簿等を常に備えておく。	
5-1-17 管理体制	① 最終処分場の適正な維持管理を行うため、必要な事項を定めた取扱いマニュアルを策定すること。	最終処分場の適正な維持管理を行うため、必要な事項を定めた取扱いマニュアルを策定する。	
	② 年1回以上の測量により埋立容量及び埋立位置を確認するとともに、その結果については、いつでも報告できるように整理しておくこと。	年1回以上の測量により埋立容量及び埋立位置を確認するとともに、その結果については、いつでも報告できるように整理しておく。	
	③ 事業計画書、図面等並びに受入及び処分状況の記録を、常時管理事務所(或いは本社事務所)に備えること。	事業計画書・設計図書・受入記録・処分状況記録等を、常時管理事務所に備えておく。	
	④ 最終処分場における作業時間については、災害防止等の観点から、原則として午前8時から午後6時までとすること。	最終処分場における作業時間については、災害防止等の観点から、原則として午前8時30分から午後5時30分までとする。	
5-1-18 受け入れ廃棄物の分別確認等	① 搬入された廃棄物は、荷降ろしする前に取り扱える許可品目であるかを確認し、取扱い品目以外の廃棄物が混入していたときには荷降ろしを中止し、排出事業者に戻すなどの適切な措置を講じること。(巻末資料12を参照)	搬入された廃棄物は、荷降ろしする前に、取り扱える許可品目であるかを確認し、取扱い品目以外の廃棄物が混入していたときには荷降ろしを中止し、排出事業者に戻すなどの適切な措置を講じる。	
	② 搬入された廃棄物は、最終処分場内の定められた箇所に荷降ろし、埋立基準に適合することを確認した上で埋め立てすること。(巻末資料13及び14を参照)	搬入された廃棄物は、最終処分場内の定められた箇所に荷降ろし、埋立基準に適合することを確認した上で埋立処分する。	
	③ 取扱い品目以外の廃棄物が搬入されないように受入基準を明確にし、排出事業者及び収集・運搬業者等に周知徹底すること。	取扱い品目以外の廃棄物が搬入されないよう、受入基準を明確にし、排出事業者及び収集・運搬業者等に周知徹底する。	
	④ 搬入される廃棄物は、排出事業者名及び搬入する品目について、常に委託契約書及びマニフェストで確認し、これらが不明の場合は、当該廃棄物の受け入れを行わないこと。	搬入される廃棄物は、排出事業者名及び搬入する品目について、常に委託契約書及びマニフェストで確認し、これらが不明の場合は、当該廃棄物の受け入れを行わない。	
5-1-19 計画的埋立	① 埋立開始にあたり、埋立計画書を作成し、施工にあたってはあらかじめ測量を行い、丁張等の設置により、廃棄物の埋立高さ、覆土(中間、最終)の高さ(厚さ)等が常に判別できるように、計画的に施工すること。	埋立開始にあたり、埋立計画書を作成し、施工にあたってはあらかじめ測量を行い、丁張等の設置により、廃棄物の埋立高さ、覆土(中間、最終)の高さ等が常に判別できるように、計画的に施工する。	
	② 搬入された廃棄物の締固め、必要な覆土、整地等の作業に支障を及ぼさないよう計画的に埋め立てるものとし、廃棄物の山積みをしないうこと。	搬入された廃棄物の締固め、必要な覆土、整地等の作業に支障を及ぼさないよう計画的に埋め立てるものとし、廃棄物の山積みをしないうこと。	
	③ 廃棄物の搬入開始にあたっては、原則として埋立地下部より搬入を開始し、一段ごとにり面の整備、仕上げを行い、十分な圧密期間をおくこと。また一度埋め立てた廃棄物は掘り返さないこと。	廃棄物の搬入開始にあたっては、原則として埋立地下部より搬入を開始し、一段ごとにり面の確認を行い、必要に応じて補修する。また、原則として一度埋め立てた廃棄物は掘り返さない。	
	④ 埋立区域の面積、容量及び構造等を変更する場合は、事前に県と協議すること。	埋立区域の面積、容量及び構造等を変更する場合は、事前に県と協議する。	
5-1-20 事故の防止	① 事故の発生を防止するために、最終処分場内及びその周辺部を定期的に巡回監視し、必要に応じて保守点検を行うこと。	事故の発生を防止するために、受入日は、原則として最終処分場内及びその周辺部を毎日1回以上巡回監視し、必要に応じて保守点検を行う。	
	② 重機等による巻込まれ、酸欠等中毒による事故等の未然防止を図るため、作業手順の遵守及び安全点検を励行すること。	重機等による巻込まれ、酸欠等中毒による事故等の未然防止を図るため、作業手順の遵守及び安全点検を励行する。	
5-1-21 異常事態の対応	台風、豪雨等にもなると異常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合は、新たな廃棄物の搬入及び埋め立てを中止する等、生活環境の保全上必要な措置を講ずるとともに、速やかに県及び関係機関に連絡し、指示を受けること。	台風、豪雨等にもなると異常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合は、新たな廃棄物の搬入及び埋立作業を中止する等、生活環境の保全上必要な措置を講ずるとともに、速やかに県及び関係機関に連絡し、指示を受ける。	
5-1-22 地下水等の水質検査	水質監視井戸等から採取した地下水については、安定型最終処分場については表-5.1.1、管理型最終処分場及び遮断型最終処分場については表-5.1.2に掲げる項目・回数により水質を測定し、かつ、記録すること。	埋立地の上下流2ヶ所以上の水質監視井戸から採取した地下水については、別表2に掲げる項目・頻度により水質を測定し、記録する。	別表2
	浸透水(安定型最終処分場)については、表-5.1.1に掲げる項目・回数により水質を測定し、かつ、記録すること。	管理型処分場であるため、該当無し	
	放流水(管理型最終処分場)については、表-5.1.3に掲げる項目・回数により水質を測定し、かつ、記録すること。	放流水については、別表1に掲げる項目・頻度により水質を測定し、記録する。	別表1
	① 環境保全協定等による基準値及び測定回数等が、法令の規定で定めるものより厳しい数値を達成することとした場合には、当該公害防止協定等の規定によること。	環境保全協定等による基準値及び測定回数等が、法令の規定で定めるものより厳しい数値を達成することとした場合には、当該環境保全協定等の規定によるものとする。	別表1

維持管理計画書（指針への適合状況）

5-1 共通基準

区 分	指針記載事項	適合状況	
		対応内容	資料番号
	② 最終処分基準省令で定める地下水水質検査項目以外で、参考とすべき項目を表-5.1.4に掲げる。これらの項目は最終処分場周辺地下水の水質変動を把握するための指標となるので、地下水の水質検査時に、必要に応じた項目を測定することが望ましい。なお、表-5.1.4の基準値は、地質等自然由来のものを原因として基準値を超えることが想定されるので、参考値として取扱うこと。	最終処分基準省令で定める地下水水質検査項目以外で、参考とすべき項目は、ふっ素、ほう素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、pH値とする。これらの項目は最終処分場周辺地下水の水質変動を把握するための指標として、地下水の水質検査時に必要に応じて測定し、参考値として取扱う。	
	③ 排水先の河川については、埋立開始前から最終処分場を廃止するまでの期間、必要に応じて水質検査を実施することが望ましい。なお、測定項目、基準値等は各河川の環境基準を参考にすること。	浸出水処理水の放流先に係る河川・水路については、埋立開始前から最終処分場を廃止するまでの期間、必要に応じて水質検査を実施する。なお、測定項目・基準値等は各河川・水路の環境基準等を参考にすること。	
	水質検査の結果、地下水の水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く)が認められた場合、又は、浸透水・放流水が水質基準に不適合となった場合には、その原因の調査及び生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	水質検査結果により、地下水の水質悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く)が認められた場合、又は放流水が水質基準に適合しない場合、その原因の調査を行うとともに、生活環境の保全上必要な措置を講ずる。	
	④ 水質検査の結果、水質基準に適合しない場合や、電気伝導率及び塩化物イオン濃度に異常な状態が認められた場合は、新たな廃棄物の搬入及び埋め立てを中止するとともに、速やかに県に連絡し対策を協議の上、下流水域の水質モニタリング調査や埋立廃棄物の再確認及び最終処分場設備の点検・補修等の改善対策を講ずること。	電氣的漏えい検知システムにより異常が認められた場合、水質検査結果により水質基準に適合しない場合、電気伝導率及び塩化物イオン濃度に異常な状態が認められた場合は、原則として、新たな廃棄物の搬入及び埋め立てを中止するとともに、速やかに県に連絡し、対策を協議の上、下流水域の水質モニタリング調査や埋立廃棄物の再確認及び処分場の施設・設備の点検・補修等の改善対策を講ずる。	
5-1-23 埋立処分の終了	埋立処分が終了した埋立地(内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分が終了した区画。)厚さがおおむね50cm以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。	埋立終了した埋立地は、1.0m以上の覆土を行い開口部を閉鎖し、廃止するまでの間、貯留施設・排水溝の点検補修を行う。	図番 I-4 II-2
	閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。	閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するため、定期的に点検し、必要に応じて補修、復旧を行う。	
	埋立処分が終了したときは、その終了した日から30日以内に、「最終処分場の埋立処分終了届出書」を提出すること。	埋立処分が終了したときは、その終了した日から30日以内に、「最終処分場の埋立処分終了届出書」を提出する。	
	閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合にあつては、囲い、杭その他の設備により埋立地の範囲を明らかにしておくこと。	閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合にあつては、囲い、杭その他の設備により埋立地の範囲を明らかにしておく。	
	① 被覆型埋立地については別途最終処分基準省令に定めがあること。	該当無し	
	② 覆いの点検は1か月に1回程度以上行うことが望ましいこと。損傷のおそれがある場合には補修、復旧を行うこと。	開口部を閉鎖した覆いの点検を1ヶ月に1回程度以上行い、損壊のおそれがある場合には補修、復旧を行う。	
	③ 埋立処分が終了した埋立地には雨水その他の地表水を支障なく流下させることができる構造、規模の排水設備が必要な部分に設置されていること。	埋立処分が終了した埋立地には雨水その他の地表水を支障なく流下させることができる構造、規模の排水設備が必要な部分に設置する。	
	④ のり面の締固めや勾配が適切であり、崩壊や地滑りのおそれがないこと。	崩壊や地滑りのおそれがないよう、のり面の締固めや勾配を適切に行う。	
	⑤ 擁壁等の損壊のおそれがないこと。	崩壊や地滑りのおそれがないよう、土堰堤の締固めやのり面勾配を適切に行う。	
	⑥ 関係法令に係る必要工事及び境界確定を実施すること。	森林法に基づく林地開発に係る植栽工事及び境界確定を実施する。	
	⑦ 事業計画書等の内容及び土地の所有者の承諾書(土地の所有権を有しない場合)の記載事項に沿って跡地整備(植栽等)を実施すること。なお、跡地利用等における客土は覆いに含まないものとする。	事業計画書等の内容及び土地の所有者の承諾書の記載事項に沿って跡地整備(農地及び植栽工事)を実施する。	
	⑧ 閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供するとしても、引き続き最終処分場としての維持管理は必要であり、最終処分基準省令に定める構造基準及び維持管理基準並びに維持管理計画を遵守し、生活環境の保全上の支障が生じることがないように留意すること。	閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供するとしても、引き続き最終処分基準省令に定める構造基準及び維持管理基準並びに維持管理計画を遵守し、生活環境の保全上の支障が生じることがないように留意する。	
5-1-24 埋立終了後の管理	① 最終処分場の点検は、原則として月1回以上の頻度で行うほか、台風及び集中豪雨直後等についても行うこと。また、異常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに県及び関係機関に報告し指示を受けること。	最終処分場の点検は、原則として月1回以上の頻度で行うほか、台風及び集中豪雨直後等についても行う。また、異常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに県及び関係機関に報告し指示を受ける。	
	② 覆土の沈下、流出、ひびわれ等の発生状況を点検し、必要に応じて修復を行うこと。	覆土の沈下、流出、ひびわれ等の発生状況を点検し、必要に応じて修復を行う。	
	また、修復を必要とする状況が継続的に起こることが推察される時は県等と協議のうえ対策を講ずること。	また、修復を必要とする状況が継続的に起こることが推察される時は県等と協議のうえ対策を講ずる。	
	③ 水質監視井戸から採取した地下水及び浸透水採取設備から採取した浸透水の水質検査については、「最終処分場の埋立処分終了届出書」に添付する維持管理の方法を明らかにする書類の記載内容に従って行うこと。	水質監視井戸から採取した地下水の水質検査については、「最終処分場の埋立処分終了届出書」に添付する維持管理の方法を明らかにする書類の記載内容に従って行う。	

維持管理計画書（指針への適合状況）

5-1 共通基準

区分	指針記載事項	適合状況	
		対応内容	資料番号
	④ 廃止前の最終処分場の跡地を利用する場合は次の条件を満足すること。	廃止前の最終処分場の跡地を利用する場合は次の条件を満足させる。	
	ア 埋立地の範囲を明らかにする事ができる囲い、杭その他の設備が設けられていること。	埋立地の範囲を明らかにする事ができる囲い、杭その他の設備を設けておく。	
	イ 埋め立てた廃棄物を掘り返さないこと。	埋め立てた廃棄物を掘り返さない。	
	ウ 大規模な地形改変を行わないこと。	大規模な地形改変を行わない。	
	エ 県等の立入検査が可能な状態としておくこと。	県等の立入検査が可能な状態としておく。	
	オ 跡地利用計画に関して事前に県及び関係機関と調整すること。	跡地利用計画に関して事前に県及び関係機関と調整する。	
	⑤ 発生ガスの測定は、埋立処分が終了してから廃止確認申請までの期間とし、季節による変動等を考慮して3月に1回程度の頻度で実施すること。	発生ガスの測定は、埋立処分が終了してから廃止確認申請までの期間とし、季節による変動等を考慮して3月に1回程度の頻度で実施する。	
	ガスの発生量は、超音波流量計、熱式流量計、その他適切な方法により行うこと。	ガスの発生量は、適切な方法により測定を行う。	
	⑥ 地中温度の測定は、埋立処分が終了してから廃止確認申請までの期間に適切な頻度で実施すること。	地中温度の測定は、埋立処分が終了してから廃止確認申請までの期間に1回/3月で実施する。	
	温度測定は、熱電対式の温度計を用いて行い、堅型集排水管、発生ガス採取設備等を利用できるものとするが、これらが利用できない場合は、土質調査用のボーリング孔等を利用して測定すること。	温度測定は、熱電対式の温度計を用いて行い、堅型集排水管、発生ガス採取設備等を利用するが、これらが利用できない場合は、土質調査用のボーリング孔等を利用して測定する。	
なお、ボーリング孔等を利用する場合は、事前に埋立廃棄物層の概ね1m以上の深さで概況把握を行い、周辺の地中の温度に比して高温と思われる場合は、埋立廃棄物層の中央部付近までボーリング孔を掘削すること。	なお、ボーリング孔等を利用する場合は、事前に埋立廃棄物層の概ね1m以上の深さで概況把握を行い、周辺の地中の温度に比して高温と思われる場合は、埋立廃棄物層の中央部付近までボーリング孔を掘削する。		
また、埋立地周辺の地中温度は、地下水監視井戸等を利用した測定のほか、既存の測定値を活用しても差し支えない。	また、埋立地周辺の地中温度は、地下水監視井戸等を利用して測定する。		
5-1-25 最終処分場の廃止	最終処分場を廃止する場合は、「最終処分場廃止確認申請書」を提出し、県等の確認を受けること。	最終処分場を廃止する場合は、「最終処分場廃止確認申請書」を提出し、県等の確認を受ける。	
	① 最終処分場を廃止する場合は、5-2-8、5-3-13及び5-4-7に定める各処分場毎の個別基準に適合していること。廃棄物が埋め立てられていない廃棄物の最終処分場にあつては廃棄物が埋め立てられていないこと。	最終処分場を廃止する場合は、5-3-13に定める個別基準に適合していることを確認する。	
5-1-26 記録と保存等	埋め立てられた廃棄物の種類及び数量並びに最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。	埋め立てられた産業廃棄物の種類、数量及び最終処分場の維持管理に当たって行った、点検・検査・その他の措置の記録を作成し、廃止までの間、保存を行う。	
	① 埋立地に内部仕切設備がある場合には、その仕切りに囲まれた区画ごとに記録すること。	各期別の各埋立区画ごとに上記に係る記録を行う。	
	② 埋立処分場の維持管理に当たり、行った点検及び検査その他講じた措置等については、原則として表-5.1.5に掲げる事項を記録すること。	処分場の維持管理に当たり、行った点検及び検査その他講じた措置等については、別表3に掲げる事項を記録する。	別表3
	③ 最終処分場の残余容量については、年1回以上の頻度で現地測量を行い、その記録を作成し保存すること。	埋立地の残余容量については、年1回以上の頻度で現地測量を行い、その記録を作成し保存する。	
	④ 埋立処分の進行状況は、月1回以上、同一の位置から写真撮影し記録しておくことが望ましく、又、埋立地の平面図及び断面図にも当該埋立状況を記入すること等により、常に残余容量等の状況を把握しておくこと。	埋立処分の進行状況は、月1回以上、同一の位置から写真撮影し記録しておく。また、埋立地の平面図及び断面図にも当該埋立状況を記入すること等により、常に残余容量等の状況を把握しておく。	
	⑤ 維持管理記録簿及び写真等は、年度ごとに取りまとめて当該最終処分場の廃止後も永久保存することが望ましいこと。	維持管理記録簿及び写真等は、年度ごとに取りまとめて当該最終処分場の廃止後も永久保存する。	
5-1-27 記録の閲覧	維持管理記録簿等の記録は、管理事務所(又は本社事務所)に備え置き、当該維持管理に関して生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。閲覧期間は、記録を備え置いた日から起算して3年を経過するまでとする。	維持管理記録簿等の記録は、管理事務所に備え置き、記録を備え置いた日から起算して3年を経過するまでの間、当該維持管理に関して生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧できるようにする。	

維持管理計画書（指針への適合状況）

5-3 管理型処分場の個別基準

区分	指針記載事項	適合状況		
		対応内容	資料番号	
5-3-1 埋立開始時の措置	5-2-1の規定による。			
	① 原則として、埋立地(内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地)については、埋立を行うおとする区画)に溜まっている水は、埋立処分開始前に排除すること。	原則として、埋立地に溜まっている水は、埋立供用開始前に排除する。		
5-3-2 貯留構造物等の保全	5-2-2の規定による。			
	擁壁、土えん堤等の設備は、定期的に点検し、これらの設備が破損するおそれがあると認められる場合は、速やかにこれを防止するための必要な改善措置を講ずること。	貯留構造物(土堰堤)は、定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合は、速やかに損壊を防止するための必要な改善措置を講ずる。		
	① 擁壁、土えん堤等の設備は、原則として毎日点検し、これらの設備が破損するおそれがあると認められる場合は、直ちに埋め立てを中止し、改善措置を講ずること。	土堰堤等の設備は、受入日は原則として毎日点検を行い記録する。当該設備が破損するおそれがあると認められる場合は、直ちに埋め立てを中止し、改善措置を講ずる。		
	② 擁壁等の点検及び補修が的確に行えるよう、必要に応じ、これらの作業を実施できる敷地を確保しておくこと。	土堰堤等の点検及び補修が的確に行えるよう、管理道路・小段等を確保する。		
	③ 擁壁等の大部分は地下に埋設されるので、擁壁等の点検は、地上に現われている部分に対する視認が一般的であること。また、沈下等の有無を確認すること。	土堰堤等の点検は、地上に現われている部分に対する視認を行う。また、盛土部は沈下等の有無確認のため、変位測定を月1回程度、定期的に行い記録する。		別表3
	④ 定期点検の頻度は、擁壁等の重要度等状況を勘案して適宜設定すること。また、地震、台風等の異常事態の直後には臨時点検を行うこと。なお、構造耐力上応力の集中する箇所等について、事前に点検箇所を定めておくこと。	定期点検の頻度は、土堰堤等の重要度等状況を勘案して適宜設定する。また、地震、台風、ゲリラ豪雨等の異常事態の直後には臨時点検を行い記録する。特に盛土部は特化して点検する。		別表3
5-3-3 遮水工の管理	廃棄物を埋め立てる前に遮水工の表面を砂その他の物により覆うこと。	埋立地底面は遮水工の上部に保護層(厚さ50cm以上の良質土)を設ける。法面部については、廃棄物を埋め立てる前に、遮水工(遮光性マットを含む)の表面を良質土等で被覆する。	図番 I-18 II-17	
	遮水工は定期的に点検し、これらの遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合は、速やかにこれを回復するために必要な改善措置を講ずること。	遮水工は、受入日は原則として毎日点検する。遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合は、速やかにこれを回復するために必要な改善措置を講ずる。		別表3
	① 遮水シート、ゴムアスファルト等を用いる遮水工にあっては、埋め立てられた廃棄物の荷重や埋立作業用の機材による負荷が原因で遮水工が損傷しないよう、廃棄物を埋め立てる前に遮水工の表面に砂等を敷き、保護する必要があること。被覆に用いる物の材料は原則として砂等の粒径の小さいものを用いることとし、厚さを50cm以上とすることを目安とすること。ただし、遮水工が急斜面に設けられ、これを砂で覆うことが難しい場合には、遮水工の損傷を防ぐことができる十分な厚さと強度を有する不織布等を用いても差し支えないこと。	埋め立てられた廃棄物の自重や埋立作業用の機材による負荷が原因で遮水工が損傷しないよう、廃棄物を埋め立てる前に予め施設整備時に遮水工底面部に厚さ50cm以上の保護層(良質土)を施しておく。また、法面部は廃棄物を埋め立てる前に、遮水工(遮光性マットを含む)の表面を良質土等で被覆する。		図番 I-18 II-17
	② 遮水工の大部分は廃棄物により覆われることとなるため、遮水工の点検は、地上に現れている部分について、視認等により、遮水シート及びその上部に敷設された不織布等の劣化や破損の有無、接合部の状況等を点検し、破損又はそのおそれがある場合には速やかに修復等を行う。	遮水工の点検は、地上に現れている部分は視認等により行い、遮水シート及びその上部に敷設された不織布等の劣化や破損の有無、接合部の状況等を点検し、破損又はそのおそれがある場合には速やかに修復等を行う。また、電氣的漏えい検知システム及び地下水水質モニタリングによる併用監視を行い、異常がある場合は速やかに原因を究明し、適切な措置を図る。万が一、地下水汚染が確認された場合は、必要に応じて緊急避難的に浸出水処理施設において地下水処理を図るとともに、原因究明・対策に係る検討を行ったうえで、廃棄物を掘り返して遮水工破損箇所の補修を行う等、必要な対策を講じる。		別表3
	③ 定期点検の頻度は、遮水工の状況を勘案して適宜設定することとするが原則として毎日点検すること。なお、地震、台風等の異常事態の直後には、臨時点検を行うこと。	定期点検は、受入日は原則として毎日点検する。なお、地震・台風・ゲリラ豪雨等の異常事態の直後には、臨時点検を行う。		別表3
	④ 遮水効果が低下するおそれが認められる場合は、新たな廃棄物の搬入及び埋め立てを中止し、改善措置を講ずること。	遮水効果が低下するおそれが認められる場合は、新たな廃棄物の搬入及び埋め立てを中止し、改善措置を講ずる。		
5-3-4 廃棄物の性状の確認	① 排出事業者が自ら埋立処分を行う場合においては、埋立処分開始前に、表-5.3.1に掲げる項目について分析検査を行い、埋立処分ができる廃棄物であることを確認すること。	排出事業者として自ら埋立処分を行う場合においては、埋立処分開始前に別表4に掲げる項目について分析検査を行い、埋立処分ができる廃棄物であることを確認する。	別表4	
	また、埋立処分開始後は、年1回以上、分析検査を行い、埋立処分ができる廃棄物であることを確認すること。ただし、埋立処分を行う廃棄物から各分析項目の物質が検出されないことが明らかな場合は、この限りでない。	また、埋立処分開始後は、年1回以上、分析検査を行い、埋立処分ができる廃棄物であることを確認する。ただし、埋立処分を行う廃棄物から各分析項目の物質が検出されないことが明らかな場合は、この限りではない。		
	② 廃棄物処理業者については、廃棄物を受け入れる前に、排出業者が廃棄物の種類ごとに行った表-5.3.1に掲げる項目の分析結果により、埋立処分できる廃棄物であることを確認すること。	廃棄物処理業者としては、廃棄物を受け入れる前に、排出事業者が廃棄物の種類ごとに行った別表4に掲げる項目の分析結果により、埋立処分できる廃棄物であることを確認する。	別表4	
	また、廃棄物の受け入れ開始後は、年1回以上、排出事業者が廃棄物の種類ごとに行った表-5.3.1に掲げる項目の分析結果により、埋立処分できる廃棄物であることを確認すること。ただし、埋立処分を行う廃棄物から各分析項目の物質が検出されないことが明らかな場合は、この限りでない。	また、廃棄物の受け入れ開始後は、年1回以上、排出事業者が廃棄物の種類ごとに行った別表4に掲げる項目の分析結果により、埋立処分できる廃棄物であることを確認する。ただし、埋立処分を行う廃棄物から各分析項目の物質が検出されないことが明らかな場合は、この限りでない。		

維持管理計画書（指針への適合状況）

5-3 管理型処分場の個別基準

区分	指針記載事項	適合状況	
		対応内容	資料番号
5-3-5 浸出液処理設備	放流水の水質が排水基準等に適合するよう浸出液処理設備を維持管理すること。	放流水の水質が排水基準等に適合するよう浸出液処理設備を維持管理する。	
	浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異常が認められた場合は速やかに必要な改善措置を講ずること。	浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異常が認められた場合は速やかに必要な改善措置を講ずる。	別表3
	放流水等の水質検査は、表-5.1.3に掲げる項目のうち水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量（又は化学的酸素要求量）、浮遊物質量及び窒素含有量については月1回以上、上記5項目を除く表-5.1.3の各項目は年1回以上行うこと。	放流水等の水質検査は、別表1に掲げる項目ごとに、同表に掲げる頻度で行う。	別表1
	① 浸出液処理設備は、原則として毎日点検し、異常が認められた場合及び水質検査結果で異常が生じた場合には、新たな廃棄物の搬入及び埋め立てを中止するとともに、速やかに県に連絡し対応を協議の上、埋立廃棄物の再確認や浸出液処理設備の点検・修理等の改善対策を講ずること。	浸出液処理設備は、受入日は原則として毎日点検し、異常が認められた場合及び水質検査結果で異常が生じた場合には、原則として新たな廃棄物の搬入及び埋め立てを中止するとともに、速やかに県に連絡し対応を協議の上、埋立廃棄物の再確認や浸出液処理設備の点検・修理等の改善対策を講ずる。	別表3
	② 浸出液処理設備の運転日誌を作成し、廃止まで保存すること。	浸出液処理設備の運転日誌を作成し、廃止まで保存する。	
5-3-6 浸出液調整池	調整池を定期的に点検し、調整池が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	浸出液調整設備（槽）を定期的に点検し、調整設備（槽）が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずる。	別表3
	① 浸出液調整池は、原則として毎日、目視により調整池の亀裂や漏水等の有無の点検を行い、異常が認められた場合には速やかに補修、復旧を行うこと。	浸出液調整設備（槽）は目視により、亀裂や漏水等の有無を受入日は原則として毎日点検し、記録する。損壊するおそれ等の異常が認められた場合には、速やかに補修、復旧を行う。	別表3
5-3-7 地下水集排水設備からの排水の管理	① 遮水工下の湧水等を排除する地下水集排水設備の排水の水質検査は、遮水効果を確保するために表-5.1.2に掲げる項目及び電気伝導率及び塩化物イオンについて測定を行い、異常を認めた場合には、新たな廃棄物の搬入及び埋め立てを中止するとともに、速やかに県に連絡し対応を協議の上、原因究明調査及び遮水工の点検・補修等の改善対策を講ずること。	遮水工下の地下水等を排除する地下水集排水設備の排水の水質検査は、遮水効果を確保するために別表2に掲げる項目について測定を行い、異常を認めた場合には、原則として新たな廃棄物の搬入及び埋め立てを中止するとともに、速やかに県に連絡し対応を協議の上、原因究明調査及び遮水工の点検・補修等の改善対策を講ずる。	別表2
5-3-8 ガス抜き設備の管理	通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。	通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除する。	⑬-6-2 ~5
	① ガス抜き設備は、概ね週1回程度の点検を実施し、埋立地から発生するガスが適正に排除されるよう適切に管理すること。	ガス抜き設備は、概ね週1回程度の点検を実施し、埋立地から発生するガスが適正に排除されるよう適切に管理する。	
5-3-9 埋立地の管理	① 搬入された廃棄物は、原則として搬入された日に埋め立てを行い、締固め、覆土、整地の作業等が講じられるように計画的に埋立処分を行うこと。	搬入された廃棄物は、原則として搬入された日に埋め立てを行い、締固め、覆土、整地の作業等が講じられるように計画的に埋立処分を行う。	
	② 埋め立てる廃棄物の各層の厚さは、原則として次のとおりとし、必要に応じて各層の間に中間覆土を0.5m以上行うこと。 ア 腐敗物を含まない場合は、5m以下とすること。 イ 腐敗物が40%未満の場合は、3m以下とすること。 ウ 腐敗物が40%以上の場合は、0.5m以下とすること。	基本的には腐敗物を受入れない計画であることから、廃棄物各層の厚さは、原則として5m以下とし、中間覆土を0.5m以上施すものとする。なお、有機性汚泥を受入れる場合は、廃棄物層厚は3m以下とする。	図番 I-6 II-4
	③ 中間覆土の施工時は、原則として新たな廃棄物の搬入及び埋め立てを中止し、計画的に行うこと。	中間覆土の施工時は、原則として新たな廃棄物の搬入及び埋め立てを中止し、計画的に行う。ただし、即日覆土はこの限りではない。	
5-3-10 埋立の終了	5-1-23の規定による。	5-1-23のとおり	
5-3-11 埋立終了後の管理	5-1-24の規定による。	5-1-24のとおり	
5-3-12 浸出液処理設備の撤去	① 浸出液の水質が表-5.1.3の許容限度に継続して適合しており、設備の撤去後も適合することが推察されること。	浸出液処理設備の撤去に際し、以下の項目を確認する。 ・浸出水水質が別表1の許容限度に継続して適合しており、設備の撤去後も適合することが推察されること。	別表1
	② 保有水等集排水設備が正常に機能しており保有水等が有効に集水及び排水できる状態であること。	・保有水等集排水設備が正常に機能しており、保有水等が有効に集水及び排水できる状態であること。	
	③ 水質監視井戸等から採取した地下水の水質検査結果により、遮水工の有効性が確認されていること。	・水質監視井戸等から採取した地下水の水質検査結果により、遮水工の有効性が確認されていること。	
5-3-13 最終処分場の廃止	管理型最終処分場の廃止の基準は、次のとおりとし、廃棄物が埋め立てられていない最終処分場にあつては廃棄物が埋め立てられていないこと。	管理型最終処分場の廃止に際し、以下の項目を確認する。	
	(1) 囲い、立て札、調整池、浸出水処理設備を除き構造基準に適合していないと認められないこと。	・囲い・立て札・調整池・浸出水処理設備を除き、構造基準に適合していないと認められないこと。	
	(2) 最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置が講じられていること。	・最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置が講じられていること。	
	(3) 火災の発生を防止するために必要な措置が講じられていること。	・火災の発生を防止するために必要な措置が講じられていること。	
	(4) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように必要な措置が講じられていること。	・ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように必要な措置が講じられていること。	
(5) 地下水の水質検査の結果、次のいずれにも該当していないこと。ただし、水質の悪化が認められない場合においてはこの限りでない。	・地下水の水質検査の結果、次のいずれにも該当していないこと。ただし、水質の悪化が認められない場合においてはこの限りでない。		

維持管理計画書（指針への適合状況）

5-3 管理型処分場の個別基準

区 分	指針記載事項	適合状況	
		対応内容	資料番号
	ア 現に地下水質が表-5.1.2の水質基準に適合していないこと。	・現に地下水質が別表2の水質基準に適合していないこと。	別表2
	イ 検査結果の傾向に照らし、基準に適合しなくなるおそれがあること。	・検査結果の傾向に照らし、基準に適合しなくなるおそれがあること。	/
	(6) 保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質が、表-5.1.3に掲げる項目・頻度で2年以上にわたり行った水質検査の結果、排水基準等に適合していると認められること。	・保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質が、別表1に掲げる項目・頻度で2年以上にわたり行った水質検査の結果、排水基準等に適合していると認められること。	別表1
	(7) 埋立地からのガスの発生がほとんど認められない、又は廃止確認の申請の直前2年間以上にわたりガスの発生量の増加が認められないこと。	・埋立地からのガスの発生がほとんど認められない、又は廃止確認の申請の直前2年間以上にわたりガスの発生量の増加が認められないこと。	/
	(8) 埋立地の内部が周辺の地中温度に比して異常な高温となっていないこと。	・埋立地の内部が周辺の地中温度に比して異常な高温となっていないこと。	/
	(9) おおむね50cm以上の覆いにより開口部が閉鎖されていること。	・おおむね50cm以上の覆いにより開口部が閉鎖されていること。	図番 I-6 II-4
	(10) 雨水が入らず、腐敗せず保有水が生じない廃棄物のみを埋め立てる処分場の覆いについては、沈下、亀裂その他の変形が認められないこと。	該当なし	/
	(11) 現に生活環境保全上の支障が生じていないこと。	・現に生活環境保全上の支障が生じていないこと。	/
	① 廃止確認時に県が行う覆土の厚さの確認は、施工中に県の立会により覆土の厚さを確認し、日時、立会者、位置、厚さ、計測写真等を記録することが望ましい。(廃止確認申請書に添付することにより廃止時の試掘が省略可)	・廃止確認時に県が行う覆土の厚さの確認は、施工中に県の立会により覆土の厚さを確認し、日時・立会者・位置・厚さ・計測写真等を記録しておくこと(廃止確認申請書に添付する)。	/
	② 原則として、不要な設備(洗車設備、囲い、消火設備、管理施設等)の撤去が終了し、事業計画書等の内容のとおり跡地が整備されていること。	・原則として、不要な設備(洗車設備、囲い、消火設備、管理施設等)の撤去が終了し、事業計画書等の内容のとおり跡地が整備されていること。	/
	③ 地下水への長期的な影響を把握できるよう、水質監視井戸は廃止後もできる限り残すこと。	・地下水への長期的な影響を把握できるよう、水質監視井戸は廃止後もできる限り残すこと。	/
	④ 最終覆土の不等沈下やひびわれ等がなく、雨水による著しい浸食がないこと。	・最終覆土の不等沈下やひびわれ等がなく、雨水による著しい浸食がないこと。	/
	⑤ のり面の締固めや勾配が適切であり、崩壊や地滑りのおそれがないこと。	・のり面の締固めや勾配が適切であり、崩壊や地滑りのおそれがないこと。	/
	⑥ 擁壁等の損壊のおそれがないこと。	・土堰堤等の損壊のおそれがないこと。	/
	⑦ 原則として埋立地の内部と地中温度の差が20℃未満であること。	・原則として埋立地の内部と地中温度の差が20℃未満であること。	/
	⑧ 廃石棉等を埋め立てた場合は、土地の権利者に廃石棉等の埋立管理記録を引継いでいること。	・廃石棉等(飛散性)は受け入れないので該当なし。	/
	⑨ 最終処分場廃止後も埋立区域が復元できるよう、測量結果を保存しておくこと。	・最終処分場廃止後も埋立区域が復元できるよう、測量結果を保存しておくこと。	/
	⑩ その他、関係法令に係る手続き等が完了していること。	・その他、関係法令に係る手続き等が完了していること。	/

【 別 表 1 】

放流水等の水質検査項目

項目	自主基準			法令基準			
	頻度		基準値 [mg/l]	頻度		基準値 [mg/l]	
	放流水 (埋立開始 から廃止)	浸出水 (埋立終了 から廃止)		放流水 (埋立開始 から廃止)	浸出水 (廃止前 2年間)		
1	アルキル水銀化合物	2回/年	1回/6か月	検出されないこと	1回/年	1回/6か月	検出されないこと
2	水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	2回/年	1回/6か月	0.005以下	1回/年	1回/6か月	0.005以下
3	カドミウム及びその化合物	2回/年	1回/6か月	0.03以下	1回/年	1回/6か月	0.03以下
4	鉛及びその化合物	2回/年	1回/6か月	0.1以下	1回/年	1回/6か月	0.1以下
5	有機りん化合物	2回/年	1回/6か月	1以下	1回/年	1回/6か月	1以下
6	六価クロム化合物	2回/年	1回/6か月	0.5以下	1回/年	1回/6か月	0.5以下
7	砒素及びその化合物	2回/年	1回/6か月	0.1以下	1回/年	1回/6か月	0.1以下
8	シアン化合物	2回/年	1回/6か月	1以下	1回/年	1回/6か月	1以下
9	ポリ塩化ビフェニル	2回/年	1回/6か月	0.003以下	1回/年	1回/6か月	0.003以下
10	トリクロロエチレン	2回/年	1回/6か月	0.1以下	1回/年	1回/6か月	0.1以下
11	テトラクロロエチレン	2回/年	1回/6か月	0.1以下	1回/年	1回/6か月	0.1以下
12	ジクロロメタン	2回/年	1回/6か月	0.2以下	1回/年	1回/6か月	0.2以下
13	四塩化炭素	2回/年	1回/6か月	0.02以下	1回/年	1回/6か月	0.02以下
14	1, 2-ジクロロエタン	2回/年	1回/6か月	0.04以下	1回/年	1回/6か月	0.04以下
15	1, 1-ジクロロエチレン	2回/年	1回/6か月	1以下	1回/年	1回/6か月	1以下
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン	2回/年	1回/6か月	0.4以下	1回/年	1回/6か月	0.4以下
17	1, 1, 1-トリクロロエタン	2回/年	1回/6か月	3以下	1回/年	1回/6か月	3以下
18	1, 1, 2-トリクロロエタン	2回/年	1回/6か月	0.06以下	1回/年	1回/6か月	0.06以下
19	1, 3-ジクロロプロペン	2回/年	1回/6か月	0.02以下	1回/年	1回/6か月	0.02以下
20	チウラム	2回/年	1回/6か月	0.06以下	1回/年	1回/6か月	0.06以下
21	シマジン	2回/年	1回/6か月	0.03以下	1回/年	1回/6か月	0.03以下
22	チオベンカルブ	2回/年	1回/6か月	0.2以下	1回/年	1回/6か月	0.2以下
23	ベンゼン	2回/年	1回/6か月	0.1以下	1回/年	1回/6か月	0.1以下
24	セレン及びその化合物	2回/年	1回/6か月	0.1以下	1回/年	1回/6か月	0.1以下
25	1, 4-ジオキサン	2回/年	1回/6か月	0.5以下	1回/年	1回/6か月	0.5以下
26	ほう素及びその化合物	2回/年	1回/6か月	10以下	1回/年	1回/6か月	50以下
27	ふっ素及びその化合物	2回/年	1回/6か月	8以下	1回/年	1回/6か月	15以下
28	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	2回/年	1回/6か月	100以下	1回/年	1回/6か月	200以下
29	水素イオン濃度	1回/月	1回/月	5.8以上8.6以下	1回/月	1回/3か月	5.8以上8.6以下
30	生物化学的酸素要求量	1回/月	1回/月	10以下	1回/月	1回/3か月	60以下
31	化学的酸素要求量	1回/月	1回/月	10以下	1回/月	1回/3か月	90以下
32	浮遊物質	1回/月	1回/月	10以下	1回/月	1回/3か月	60以下
33	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	2回/年	1回/6か月	5以下	1回/年	1回/6か月	5以下
34	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	2回/年	1回/6か月	30以下	1回/年	1回/6か月	30以下
35	フェノール類含有量	2回/年	1回/6か月	5以下	1回/年	1回/6か月	5以下
36	銅含有量	2回/年	1回/6か月	3以下	1回/年	1回/6か月	3以下
37	亜鉛含有量	2回/年	1回/6か月	2以下	1回/年	1回/6か月	2以下
38	溶解性鉄含有量	2回/年	1回/6か月	10以下	1回/年	1回/6か月	10以下
39	溶解性マンガン含有量	2回/年	1回/6か月	10以下	1回/年	1回/6か月	10以下
40	クロム含有量	2回/年	1回/6か月	2以下	1回/年	1回/6か月	2以下
41	大腸菌群数	1回/月	1回/月	3000[個/cm ³]以下	1回/年	1回/6か月	3000[個/cm ³]以下
42	窒素含有量	1回/月	1回/月	10以下	1回/月	1回/3か月	120(日平均60)以下
43	りん含有量	2回/年	1回/6か月	8以下	1回/年	1回/6か月	16(日平均8)以下
44	ダイオキシン類	2回/年	1回/6か月	10[pg-TEQ/l]以下	1回/年	—	10[pg-TEQ/l]以下

【 別 表 2 】

地下水質検査項目

項目	自主基準			法令基準			
	頻度		基準値 [mg/l]	頻度		基準値 [mg/l]	
	埋立開始 から廃止	埋立開始 前		埋立開始 から廃止	埋立開始 前		
1	アルキル水銀化合物	2回/年	2回	検出されないこと	1回/年	1回	検出されないこと
2	総水銀	2回/年	2回	0.0005以下	1回/年	1回	0.0005以下
3	カドミウム	2回/年	2回	0.003以下	1回/年	1回	0.003以下
4	鉛	2回/年	2回	0.01以下	1回/年	1回	0.01以下
5	六価クロム	2回/年	2回	0.05以下	1回/年	1回	0.05以下
6	砒素	2回/年	2回	0.01以下	1回/年	1回	0.01以下
7	全シアン	2回/年	2回	検出されないこと	1回/年	1回	検出されないこと
8	ポリ塩化ビフェニル	2回/年	2回	検出されないこと	1回/年	1回	検出されないこと
9	トリクロロエチレン	2回/年	2回	0.01以下	1回/年	1回	0.01以下
10	テトラクロロエチレン	2回/年	2回	0.01以下	1回/年	1回	0.01以下
11	ジクロロメタン	2回/年	2回	0.02以下	1回/年	1回	0.02以下
12	四塩化炭素	2回/年	2回	0.002以下	1回/年	1回	0.002以下
13	1, 2-ジクロロエタン	2回/年	2回	0.004以下	1回/年	1回	0.004以下
14	1, 1-ジクロロエチレン	2回/年	2回	0.1以下	1回/年	1回	0.1以下
15	1, 2-ジクロロエチレン	2回/年	2回	0.04以下	1回/年	1回	0.04以下
16	1, 1, 1-トリクロロエタン	2回/年	2回	1以下	1回/年	1回	1以下
17	1, 1, 2-トリクロロエタン	2回/年	2回	0.006以下	1回/年	1回	0.006以下
18	1, 3-ジクロロプロペン	2回/年	2回	0.002以下	1回/年	1回	0.002以下
19	チウラム	2回/年	2回	0.006以下	1回/年	1回	0.006以下
20	シマジン	2回/年	2回	0.003以下	1回/年	1回	0.003以下
21	チオベンカルブ	2回/年	2回	0.02以下	1回/年	1回	0.02以下
22	ベンゼン	2回/年	2回	0.01以下	1回/年	1回	0.01以下
23	セレン	2回/年	2回	0.01以下	1回/年	1回	0.01以下
24	1, 4-ジオキサン	2回/年	2回	0.05以下	1回/年	1回	0.05以下
25	塩化ビニルモノマー	2回/年	2回	0.002以下	1回/年	1回	0.002以下
26	ほう素	2回/年	2回	1以下	—	—	(1以下)
27	ふっ素	2回/年	2回	0.8以下	—	—	(0.8以下)
28	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	2回/年	2回	10以下	—	—	(10以下)
29	ダイオキシン類	2回/年	2回	1[pg-TEQ/l] 以下	1回/年	1回	1[pg-TEQ/l] 以下
30	電気伝導率及び塩化物イオン	1回/月	2回	—	1回/月	1回	—

* 26～28の法令基準(値)：地下水の水質汚濁に係る環境基準(値)

【 別 表 3 】

最終処分場の維持管理に関する記録

記録の項目	記録内容	記録を備え置く時期 (この日までに備え置く)
・処分した廃棄物	・各月ごとの種類および数量 ※1	・処分した翌月の末日
・周辺地下水の水質検査	・採取した場所 ・採取した年月日	・検査結果の得られた日の属する月の翌月の末日
・放流水の水質検査	・測定結果の得られた年月日 ※2 ・測定結果 ※3	
・周辺地下水の水質の悪化が認められた場合に講じた措置	・措置を講じた年月日 ※5 ・講じた措置の内容	・措置を講じた日の属する月の翌月の末日
・遮水工の点検	・点検を行った年月日 ※4	・点検または措置を講じた日の属する月の翌月の末日
・擁壁等の点検	・措置を講じた年月日 ※5	
・浸出水調整設備の点検	(機能低下または損壊の恐れ若しくは機能の異常が認められた場合) ・講じた措置の内容	
・浸出水処理施設の点検		
・導水管等の防凍措置		
・最終処分場の残余容量	・累計埋立量及び残余容量	・測定結果の得られた翌月の末日

- ※1 処分した廃棄物の種類及び数量は、1月間の処理した廃棄物の種類ごとに数量を記載すること。種類については、法第2条第4項及び令第2条に規定された廃棄物の種類を基本とすること。
- ※2 測定結果の得られた年月日については、当該処理施設の措置者以外の者が測定した場合には、当該者から当該設置者に測定結果が報告された年月日を記載すること。
- ※3 測定結果については、当該結果が連続記録用紙、計量証明書、電子計算機からの出力用紙等に記載されている場合には、それぞれの用紙を閲覧に供する場合があること。ただし、当該用紙には、測定を行った位置及び測定結果の得られた年月日が記載されていること。
- ※4 点検を行った結果については、例えば最終処分場の擁壁等が損壊する恐れが認められたかどうかを記録し、当該恐れが認められた場合には、その具体的な異常の内容等を記録すること。
- ※5 点検又は水質検査等の結果に基づき、必要な措置を講じた場合には、当該措置を開始した年月日及び終了した年月日並びに講じた措置の内容を記録し、当初の措置の内容を変更した場合には、変更した年月日及び変更後の措置の内容を記録すること。

【 別 表 4 】

金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準

項 目		総理府令で定める基準
1	アルキル水銀化合物	検出されないこと
	水銀又はその化合物	0.005 mg/ℓ 以下
2	カドミウム又はその化合物	0.09 mg/ℓ 以下
3	鉛又はその化合物	0.3 mg/ℓ 以下
4	有機りん化合物	1 mg/ℓ 以下
5	六価クロム化合物	1.5 mg/ℓ 以下
6	ひ素又はその化合物	0.3 mg/ℓ 以下
7	シアン化合物	1 mg/ℓ 以下
8	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/ℓ 以下
9	トリクロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下
10	テトラクロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下
11	ジクロロメタン	0.2 mg/ℓ 以下
12	四塩化炭素	0.02 mg/ℓ 以下
13	1, 2-ジクロロエタン	0.04 mg/ℓ 以下
14	1, 1-ジクロロエチレン	1 mg/ℓ 以下
15	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 mg/ℓ 以下
16	1, 1, 1-トリクロロエタン	3 mg/ℓ 以下
17	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 mg/ℓ 以下
18	1, 3-ジクロロプロペン	0.02 mg/ℓ 以下
19	チウラム	0.06 mg/ℓ 以下
20	シマジン	0.03 mg/ℓ 以下
21	チオベンカルブ	0.2 mg/ℓ 以下
22	ベンゼン	0.1 mg/ℓ 以下
23	セレン又はその化合物	0.3 mg/ℓ 以下
24	1, 4-ジオキサン	0.5 mg/ℓ 以下
25	ダイオキシン類	3 ng/g 以下

注1:この表の1～25に掲げる基準は、環境庁告示第13号に定める方法により、廃棄物に含まれる当該項目を溶出させた場合における濃度とする。

注2:「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。